

ミライサーバー 専用サーバー運用規則

アシストアップ株式会社（以下：弊社という）は、弊社が提供するミライサーバー 専用サーバーサービスの運用に伴って発生する様々な事態に対応するため、利用者に提供するサービスの中で取り決める必要のある内容を運用規則として制定し、利用者はこの運用規則をもって利用するものとする。尚、利用者は、ミライサーバー 専用サーバーサービスの申し込みを行い弊社へ初回の料金の振込が行われた時点で自動的に本運用規則に同意したものとみなす。

【本規則における用語の適用について】

- ・ 平日昼間
土曜日、日曜日、国民の祝日及び弊社が決める休業日以外の日の午前 9 時 00 分から午後 4 時 59 分までを指す。
- ・ 平日夜間
土曜日、日曜日、国民の祝日及び弊社が決める休業日以外の日の午後 5 時 00 分から翌日午前 8 時 59 分までを指す。但し翌日が休日の場合には、午後 11 時 59 分までを指す。
- ・ 休日昼間
土曜日、日曜日、国民の祝日及び弊社が決める休業日の日の午前 9 時 00 分から午後 4 時 59 分までを指す。
- ・ 休日夜間
土曜日、日曜日、国民の祝日及び弊社が決める休業日の日の午後 5 時 00 分から翌日午前 8 時 59 分までを指す。但し、翌日が平日の場合には午後 11 時 59 分までを指す。

【時間の特定について】

平日夜間から休日昼間へまたがる場合、もしくは平日昼間から平日夜間へまたがる場合など、複数の時間帯にまたがった作業が発生した場合には、経過した時間帯の全てを合算して計算するものとする。

第 1 条（運用規則の適用範囲について）

本運用規則は、弊社が提供するミライサーバー 専用サーバーサービスによって運用されている、もしくは運用されようとしている全てのサーバーに適用されるものとする。

第 2 条（起動しない場合及び設定ミスの場合）

何らかの原因（サーバーの設定ミス/ソフトのインストール等）によってサーバーが起動しない場合、弊社でその改善作業を代行するものとする。但し 1 回の作業費は 43,200 円とする。

2 本作業は平日昼間のみ実施する。

第 3 条（起動しない場合システム障害の場合）

第 2 条に当てはまらない条件でサーバーが起動しない場合及び第 2 条によるサーバーの復旧作業でも正常に動作しない場合は、リカバリーし、サーバー提供開始時の設定に戻し復旧することができる（デフォルト設定以外の場合は、提供開始時に戻す事が出来ない場合もある）。但し、サーバーの全データは初期化され消去され、データを保全することはできない。また、サーバーのリカバリー作業は平日昼間とし、サーバーのリカバリーの依頼のあった直近の平日昼間より開始するものとする。リカバリー作業料金は 86,400 円とする。

第 4 条（電子メールの不正中継設定）

契約しているサーバーが電子メールの不正中継を許可する設定になっている場合には、利用者にその旨を連絡した上で、早急な改善を求めます。なお、依頼後 2 営業日が経過しても改善されていない場合には、弊社のネットワークから切り離すものとする。

2 電子メールの不正中継が許可されていることによる回線帯域の使用は、その使用料金を利用者が支払わなければならない。なお、料金は、メール 1 通につき 108 円とする。

3 不正中継が再三のご連絡によっても改善されない場合には、ミライサーバー 専用サーバーサービスの本契約自体 を強制的に解約する場合がある。

4 スпамメールの発信及び踏み台として使用されている場合は、直ちにネットワークよりサーバーを切り離す場合がある。

第 5 条（不正侵入されたサーバーへの対応）

サーバーの管理権限が不正に侵入した第三者によって奪取された場合、もしくはその恐れがある場合には、弊社は利用者のサーバーを弊社のネットワークから切り離すことができるものとする。

第 6 条（パケット通信内容の暗号化）

弊社が預かったサーバーが接続されているサブネット内のパケット通信の内容については、弊社は関知しない。但し、平文によってやり取りされる識別符号（パスワード）を盗聴することによって外部から不正に侵入される場合があるため、当社はすべての通信に暗号化を採用することを推奨する。

第 7 条（専用サーバー約款の前提）

本規約は、全て弊社の専用サーバー約款に準じるものとする。

以上、本規則を定め、下記の日時により運用を開始するものとする。

2023 年 8 月 1 日 本規則制定、同運用開始